

調査票(減容化施設)

1 概要

施設名称	大熊町仮設焼却施設	調査日	令和7年10月30日
------	-----------	-----	------------

2 調査事項

(1) 放射性物質汚染対処特措法に基づく特定廃棄物の処分基準

調査事項	要求事項		特記事項
	有	無	
一 処分の方法 イ 飛散・流出の防止 ロ 悪臭・騒音・振動の防止	☐	☒	
二 処分施設における生活環境保全上必要な措置	☐	☒	
三 焼却の方法 イ 焼却設備の構造 (1) 外気との遮断・燃焼ガス 800℃以上で焼却できるもの (2) 燃焼に必要な量の空気の通風 (3) 外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼室に投入できるもの (4) 燃焼室中の燃焼ガス温度の測定装置 (5) 助燃装置 (6) 排ガス処理設備（ろ過式集じん器等）	☐	☒	
ロ 焼却の方法 (1) 煙突先端以外からの燃焼ガスの排出防止 (2) 煙突先端からの火炎又は JIS D 8004 の汚染度が 25%を超える黒煙の排出防止 (3) 煙突からの焼却灰及び未燃物の飛散防止 (4) 排ガス中のダイオキシン類の基準 ^(※) への適合 ※ 0.1 ng/m ³ _N (処理能力 4t/h 以上)	☐	☒	
ハ 排ガスの測定・記録（ダイオキシン類、ばい煙）	☐	☒	
四 破砕時の粉じんの飛散防止	☐	☒	
五 排ガス中の事故由来放射性物質の管理 イ 周辺大気の濃度基準への適合 ロ 排ガスの測定・記録（1回／月以上）	☐	☒	
六 放流水中の事故由来放射性物質の管理	☒	☒	処分に伴う排水の発生ないため該当なし。
七 事業場の敷地境界における放射線量の測定・記録（1回／7日以上）	☐	☒	
八 次の事項の記録の作成（施設廃止まで保存） イ 処分した特定廃棄物の種類及び数量 ロ 処分した特定廃棄物ごとの処分年月日、受入先・持出先の場所の名称・所在地 ハ 特定廃棄物を引き渡した担当者・引渡しを受けた担当者の氏名・運搬車ナンバー ニ 施設に係る測定、点検、検査その他の措置	☐	☒	

調査票(減容化施設)

(2) 廃棄物処理法に基づく施設の技術上の基準

調査事項	要求事項		特記事項
	有	無	
一 構造耐力上の安全性	☐	☒	
二 削除	—	—	
三 腐食防止措置	☐	☒	
四 飛散・流出・悪臭発散の防止のための構造・設備	☐	☒	
五 騒音・振動の防止	☐	☒	
六 汚水・廃液の漏洩・地下浸透防止の構造	☐	☒	
七 焼却施設の構造			
イ (省略)	—	—	
ロ 燃焼室 (1) 燃焼ガスの温度が 800℃以上で焼却できるもの (2) 燃焼ガスが 800℃以上で 2 秒以上滞留できるもの (3) 外気と遮断 (4) 燃焼ガスを速やかに 800℃以上にし、これを保つための助燃装置 (5) 空気供給設備	☐	☒	
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度の連続測定・記録装置	☐	☒	
ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却できる冷却設備	☐	☒	
ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度の連続測定・記録装置	☐	☒	
ヘ 高度な排ガス処理設備	☐	☒	
ト 排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定・記録装置	☐	☒	
チ ばいじんを焼却灰と分離して排出・貯留できる灰出し設備・貯留設備	☐	☒	
リ 灰出し設備 (1) ばいじん・焼却灰の飛散・流出防止構造 (2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合 (イ) ばいじん又は焼却灰の温度を融点以上にできるもの (ロ) 生活環境保全上の支障を防止できる溶融排ガス処理設備等 (3) (省略) (4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理、薬剤処理を行う場合、ばいじん、焼却灰、セメント、薬剤、水を均一に混合することができる混練装置	☐	☒	
ヌ～カ (省略)	—	—	

調査票(減容化施設)

(3) 廃棄物処理法に基づく維持管理の技術上の基準

調査事項	要求事項		特記事項
	有	無	
一 施設の処理能力を超えないごみの投入	☐	☒	
二 焼却施設の維持管理方法			
イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合、常時、ごみを均一に混合	☐	☒	
ロ 外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に燃焼室へ投入	☐	☒	
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を 800℃以上に保持	☐	☒	
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却	☐	☒	
ホ 運転を開始する場合、助燃装置等により、炉温を速やかに上昇	☐	☒	
ヘ 運転を停止する場合、助燃装置等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くす	☐	☒	
ト 燃焼室中の燃焼ガス温度の連続測定・記録	☐	☒	
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却	☐	☒	
リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度の連続測定・記録	☐	☒	
ヌ 冷却設備・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	☐	☒	
ル 排ガス中の一酸化炭素濃度が 100ppm 以下となるように焼却	☐	☒	
ヲ 排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定・記録	☐	☒	
ワ、カ (省略)	—	—	
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障の防止	☐	☒	
タ 排ガス洗浄水・冷却水の飛散・流出による生活環境保全上の支障の防止	☐	☒	
レ ばいじんを焼却灰と分離して排出・貯留	☐	☒	
ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保持	☐	☐	溶融処理は行わないため該当なし
ツ (省略)	—	—	
ネ ばいじん・焼却灰のセメント固化処理・薬剤処理を行う場合、ばいじん、焼却灰、セメント、薬剤、水を均一に混合	☐	☒	
ナ～ケ (省略)	—	—	
フ 火災発生防止措置、消火設備の設置	☐	☒	
三～九 (省略)	—	—	
十 飛散・流出・悪臭発散の防止措置	☐	☒	
十一 蚊、はえ等の発生の防止、構内の清潔保持	☐	☒	
十二 著しい騒音・振動による生活環境への措置	☐	☒	
十三 排水放流による生活環境保全上の支障の防止	☐	☒	
十四 施設の機能維持、定期的な機能検査、ばい煙・水質検査	☐	☒	
十五 (省略)	—	—	
十六 施設の維持管理記録の作成 (3 年間保存)	☐	☒	

調査票(減容化施設)

(4) 大気汚染防止法に基づくばい煙に係る排出基準

適用される基準	適	不適	特記事項
・ 硫黄酸化物 K 値 17.5	☒	☐	
・ ばいじん $0.04 \text{ g/m}^3_{\text{N}}$ (処理能力 4t/h 以上)	☒	☐	
・ 塩化水素 $700 \text{ mg/m}^3_{\text{N}}$	☒	☐	
・ 窒素酸化物 250 ppm	☒	☐	
・ 水銀等 $50 \mu\text{g/m}^3_{\text{N}}$	☒	☐	

3 施設の状況

	
廃棄物受入れヤード 異常なし	炉内温度計 (下段) 異常なし
	
排ガス中の有害物質監視モニター 異常なし	主灰貯留ヤード 異常なし